

南海トラフ地震防災規程
(令和2年5月改訂版)

(目的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- 1 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 2 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(避難場所および避難経路)

第3条 南海トラフ地震に伴う津波警報が発表された際の避難場所等を次のとおり定める。

- 1 避難場所は（ ）とし、隊長が緊急性がある
と判断した場合、敷地内に耐震性のある建物が存する場合（自社ビルの場合は、避難した人が3階以上の階において集合できる階の平面図【別図1】のとおりとする。）は、当該建物の3階以上の階への避難を優先する。
- 2 中・高層の建物に存する又は入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができる。
- 3 避難場所までの避難経路は、付近見取図等（避難場所までの経路が判明する地図）【別図2】のとおりとする。

(南海トラフ地震臨時情報)

第4条 地震防災隊は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報の区分に応じた次の措置をとるものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して【別表第2】に掲げる警戒する措置（以下「警戒する措置」という。）をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地

震に対して【別表第2】に掲げる注意する措置（以下「注意する措置」という。）をとるものとする。

- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、地震防災隊は、管理者の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。

（隊長等の権限及び業務）

第5条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 1 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 2 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 3 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
- 4 従業員を〇〇（例えば「〇号館前」など具体的に）に集合させ避難させること。
- 5 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 6 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

（従業員の責務）

第6条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

（情報収集連絡班の業務）

第7条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 1 隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- 2 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災

上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。

- 3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第8条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 1 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに【別図3】の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図【別図2】の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- 2 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- 3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 4 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

第9条 隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し必要な指示を受けるものとする。

(防災訓練)

第10条 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- 1 情報収集・伝達に関する訓練
- 2 津波からの避難に関する訓練
- 3 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第11条 隊長が従業員等に対して行う教育は次による。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震及び津波に関する一般的な知識

- 4 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に従業員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

（広報）

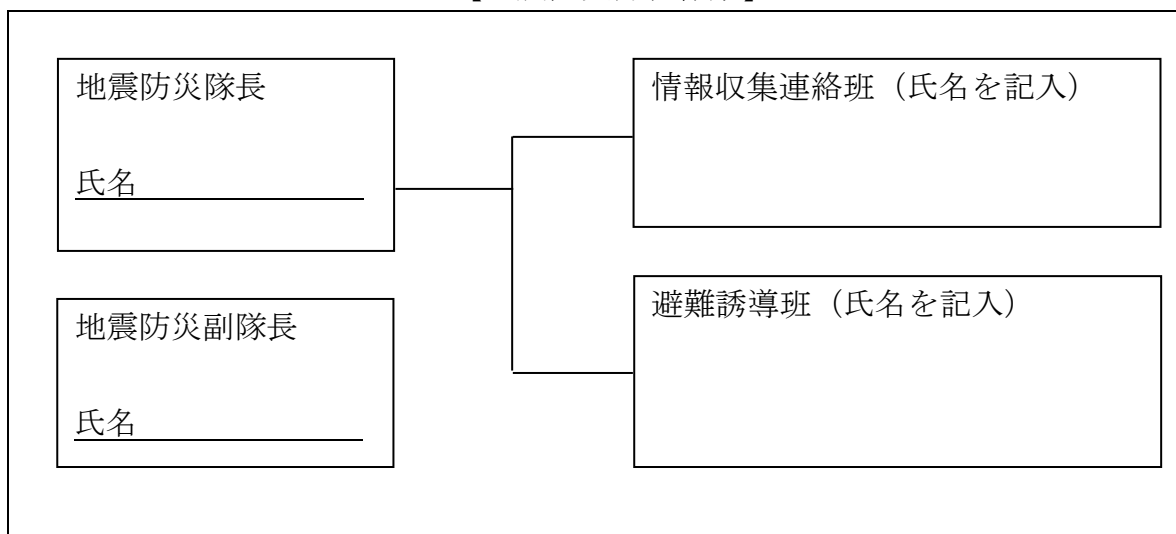
第12条 隊長が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- 2 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合の出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 3 正確な情報入手の方法
- 4 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 5 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 6 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

- ※1 この規程は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定すること。
- ※2 この規程にある組織等を規定するうえで、地震発災時の応急対応を考えると、なるべく既存規定に定める組織を用いた方が望ましい。
- ※3 予防規程の作成に当たっては、危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号の 2 の規定に基づき発出している「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」（平成 24 年 8 月 21 日付け消防危第 197 号）において、地震が発生した場合に加え、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する予防規程に盛り込むべき事項を取りまとめていることから、当該通知との整合性に留意されたいこと。
- ※4 本規程に当該施設の位置を明らかにした図面を添付すること。

別表第1

【地震防災隊組織票】



【地震防災隊活動要領】

担当区分	任務分担
地震防災隊長	1 2 3
情報収集連絡班	1 2 3 4
避難誘導班	1 2 3 4

別表第2

後発地震に対して警戒する措置	後発地震に対して注意する措置
<ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者については避難、その他の者は避難の準備を整え個々の状況等に応じて自主的に避難する ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の者は避難 	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●必要に応じて避難を自主的に実施

- 別図1 自社ビルを避難場所とした場合で、避難した人が3階以上の階において集合できる階の平面図（第3条第1項）
- 別図2 避難場所までの経路が判明する地図（第3条第3項）
- 別図3 避難誘導班が、避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じる場所の位置図（第8条第1項）